

○阿波市現場閉所型週休 2 日工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、阿波市が発注する建設工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、現場閉所による現場の週休 2 日を確保する工事(以下「週休 2 日工事」という。)を試行する上で、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 週休 2 日工事の試行対象とする工事は、次の各号のいずれにも該当しない全ての工事のうち、発注者が試行対象とした工事とする。

- (1) 災害時の応急復旧工事又は災害復旧事業による工事
- (2) 現場での対象期間が 1 か月未満の工事
- (3) 地域、施設等の実情により実施が困難な工事
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、週休 2 日に取り組むことが適切でないと認められる工事

2 試行対象とする工事は、入札閲覧資料に発注者指定型又は受注者希望型であることを明示するものとする。

(型式)

第 3 条 試行する週休 2 日工事は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が、入札閲覧資料により、週休 2 日の取組を指定した工事
- (2) 受注者希望型 発注者が、入札閲覧資料により、受注者が週休 2 日の取組を希望できるとした工事

(定義)

第 4 条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業又はコンクリート養生、レイタンス除去等の品質管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 週休 2 日 月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日であることをいう。
- (3) 月単位の週休 2 日 全ての対象月において、月間現場閉所率が 28.5 パーセント以上又は月の土曜日・日曜日の日数以上の現場閉所日数であることをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 通期の週休 2 日 通期現場閉所率が、28.5 パーセント以上であることをいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (5) 対象期間 契約工期のうち、次の期間を除いた期間をいう。
 - ア 現場事務所の設置、事前測量等を含む契約工期の初日から現場に継続的に常駐を開始する日の前日までの準備期間
 - イ 資機材の搬出、清掃等を含む現場完成日の翌日から契約工期の最終日までの後片付け期間

ウ 年末年始休暇(6日間)及び夏季休暇(3日間)

エ 工場製作のみの実施期間

オ 発注者があらかじめ対象外としている期間

カ 工事全体を一時中止している期間

(6) 月間現場閉所率 月の対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(7) 通期現場閉所率 全体の対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(当初設計金額の算定)

第5条 当初設計金額は、労務費等に対して、別に示す現場の閉所状況が月単位の週休2日の補正係数を乗じて算定する。

(工期の設定)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(受注者からの試行の希望)

第7条 受注者希望型において、週休2日工事の試行を希望する受注者は、契約後速やかに、別に示す様式にて、試行の意思を発注者に通知しなければならない。

(試行内容)

第8条 受発注者は、契約後速やかに協議し、試行内容等について確認しなければならない。

2 受注者は、原則として、土曜日、日曜日を現場閉所日とした月間の計画書を、別に示す様式にて作成し、初月分は契約後速やかに、初月以外は計画月の前月末日までに、発注者に提出し、確認を受けなければならない。

3 受注者は、週休2日を達成するため、適切に工程を管理しなければならない。

4 発注者は、やむを得ない場合を除き、計画した現場閉所日に作業が発生するような指示等はしてはならない。

5 受注者は、計画した現場閉所日を作業日とする場合又は計画した作業日を現場閉所日とする場合は、その理由、振替の有無、振替日等を記載した書面により、事前に発注者に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事由であると発注者が認める場合は、事前に口頭により報告し、後日、書面により報告することができる。

6 発注者は、前項の規定による事前の報告がなく、是正を繰り返し指示しているが是正されないと判断した場合は、週休2日の達成を認めず、試行を打ち切ることができる。

7 受注者は、原則として、月間の実施報告書を、別に示す様式にて作成し、実施月の翌月5日までに、現場完成月分は、別に示す履行報告書と合わせて、完成後速やかに発注者に提出し、現場閉所の状況を報告しなければならない。

8 発注者は、現場の確認状況、工事関係書類等から実施報告内容を確認し、必要に応じて工事日報等の書類提出を受注者に依頼することができる。この場合において、受注者は、依頼があった場合は、速やかに書類を提出しなければならない。

9 発注者は、前項の実施報告内容に虚偽があると判断した場合は、週休2日の達成を認めず、試行を打ち切ることができる。

10 発注者は、実施報告内容等を確認し、週休2日の達成を判別する。

(現場閉所率の算定)

第9条 月間現場閉所率は、次式により算定する。なお、月間現場閉所率に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

月間現場閉所率＝月の対象期間内の現場閉所日数÷月の対象期間内の日数×100%

2 通期現場閉所率は、次式により算定する。なお、通期現場閉所率に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

通期現場閉所率＝通期の対象期間内の現場閉所日数÷通期の対象期間内の日数×100%

(経費負担の変更)

第10条 月単位の週休2日の条件を満たさない場合は、第5条に規定する補正係数を別に示す現場の閉所状況が通期の週休2日の補正係数に変更する。

2 通期の週休2日の条件を満たさない場合は、労務費等を、別に示す現場の閉所状況が通期の週休2日の補正係数にて除して、変更する。

(工事成績への反映)

第11条 週休2日を達成した場合は、「工程管理」の項目で評価する。週休2日への取組姿勢等に関して、発注者から文書による是正指示があった場合は、「工程管理」の項目で減ずる。

(留意事項)

第12条 週休2日の確保を理由とする工期延伸は認めない。

2 発注者が、準備期間後、正当な理由がなく施工していない期間、意図的に現場完成日を先延ばししている期間等があると判断した場合は、当該期間は、現場閉所日として認めない。

3 発注者が、受注者の取組状況が週休2日工事の趣旨に合わないとは判断した場合は、達成を認めず、試行を打ち切る場合がある。

4 発注者が、実施報告書等の関係書類に虚偽があると判断した場合は、達成を認めず、指名停止措置の対象となることがある。

(アンケート調査)

第13条 週休2日工事の試行対象とされた工事の受注者は、発注者から週休2日工事に係るアンケート調査の依頼があった場合は、協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、受発注者が協議して定める。

附 則(令和6年9月10日告示第85号)

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

阿波市現場閉所型週休 2 日工事試行要領第 5 条及び第 10 条に規定する補正係数は、次のとおりとする。

1 土木工事標準積算基準書を適用する工事

(1) 労務費等

現場の閉所状況	通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

(2) 市場単価

名 称	区 分	現場の閉所状況	
		通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植樹工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01

軟弱地盤処理工		1. 01	1. 02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 01	1. 01

(3) 標準単価

名 称	区 分	現場の閉所状況	
		通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
区画線工		1. 02	1. 04
高視認性区画線工		1. 02	1. 04
橋梁塗装工		1. 01	1. 03
構造物とりこわし工	機械	1. 02	1. 03
	人力	1. 02	1. 04
コンクリートブロック積工		1. 02	1. 04
排水構造物工		1. 02	1. 04
鋼製排水溝設置工		1. 02	1. 04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1. 01	1. 02
	高所作業車	1. 01	1. 02
表面含浸工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
漏水対策材設置工	固定足場	1. 02	1. 04
	高所作業車	1. 02	1. 04
防草シート設置工		1. 01	1. 03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1. 01	1. 02
	高所作業車	1. 01	1. 01
塗膜除去工		1. 02	1. 04
バキュームブラスト工		1. 01	1. 01
道路反射鏡設置工	設置	1. 00	1. 01
	撤去	1. 02	1. 04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1. 02	1. 04
機械式継手工		1. 02	1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 02	1. 03
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1. 01	1. 01
FRP 製格子状パネル設置工		1. 00	1. 00

侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03

2 公共建築工事積算基準書を適用する工事

(1) 複合単価の労務単価は、次の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

現場の閉所状況	通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1.02	1.04

(2) 市場単価と補正市場単価は、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正係数を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 $\times$ 新営補正係数
- ・補正市場単価 $\times$ 新営補正係数

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 $\times$ 新営補正係数
- ・補正市場単価 $\times$ 新営補正係数

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 $\times$ 改修補正係数
- ・補正市場単価 $\times$ 改修補正係数

(参 考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8(3)ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正係数を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を表 A-2 の補正係数を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 $\times$ 新営補正係数

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 $\times$ 改修補正係数

表A-2 建築工事の補正係数

工 種	摘 要※	通期の週休 2 日		月単位の週休 2 日	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数	新 営 補正係数	改 修 補正係数
仮設工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.02	1.02
地業工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01	1.03	1.03
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02	1.03	1.03
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
石工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
タイル工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
木工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.01	1.09	1.02	1.10
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01	1.03	1.03
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10	1.02	1.11
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16	1.03	1.18
建具	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.01	1.15	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事	市場単価	1.01	1.13	1.03	1.14
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.01	1.01	1.03	1.03
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01	1.02	1.02

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の係数補正を示す。

表E-2 電気設備工事の補正係数

工 種	摘 要	通期の週休 2 日		月単位の週休 2 日	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数	新 営 補正係数	改 修 補正係数
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び 同ボックス	1.01	1.19	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.01	1.15	1.02	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18	1.03	1.20
	プルボックス	1.01	1.13	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14	1.02	1.16
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15	1.02	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17	1.03	1.19
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01	1.02	1.02

表M-2 機械設備工事の補正係数

工 種	摘 要	通期の週休 2 日		月単位の週休 2 日	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数	新 営 補正係数	改 修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンバー類	1.01	1.15	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22	1.04	1.24

3 水道事業実務必携を適用する工事

当初設計金額の算定時に適用した水道事業実務必携に記載されている補正係数とする。
ただし、当該補正係数により難しい場合は、1 土木工事標準積算基準書を適用する工事の補正係数とする。